

令和2年度 第1回文化財審議会議事録

開催日時 令和2年5月8日（金） 午後1時30分～14時40分

開催場所 多治見市文化財保護センター

出席委員 小木曾郁夫 深谷滋浩 平林史孝 水野卓夫 加藤桂子
黒田正直 福島金治

欠席委員 立花昭 長谷川幸生 藤澤良祐

事務局出席者	多治見市教育委員会	教育長	渡邊哲郎
	文化財保護センター	所長	河地孝彦
	〃	副所長	大中博
	〃	主査	矢部由美子
	〃	会計年度任用職員（学芸員）	岩井美和
	〃	会計年度任用職員（学芸員）	福田晃子

（進行内容）

- 1、開会のことば
- 2、教育長あいさつ
- 3、辞令の交付及び新委員の紹介
- 4、会長及び副会長の選任
- 5、会長あいさつ
- 6、議事録署名者の決定
- 7、議事

（1）審議・報告事項

（ア）審議事項

- ①【諮問】池田のエノキについて
- ②多度神社について

（イ）報告事項

- ①水月窯について
- ②文化財マップの発行について
- ③コウモリ調査の中止について

（2）報告事項（資料配布のみ）

（ア）指定文化財について

- ①令和元年度の実績

- ・大藪のシダレザクラ保護事業について
- ・永泉寺のイチョウについて
- ・カモシカについて
- ・喜多町西遺跡高床式倉庫 屋根修理について

②令和２年度 年間スケジュール

(イ) 埋蔵文化財について

①試掘状況、発掘状況、整理作業の状況

(ウ) 普及啓発について

①令和元年度の実績

- ・第 66 回文化財防火デーについて
- ・企画展・移動展について
- ・文化財講座について
- ・地域や学校との連携等について
- ・他館への資料提供について
- ・今年度の寄贈資料について

②令和２年度 年間スケジュール

(議事)

3、辞令の交付及び新委員の紹介

(教育長より福島金治先生に新委員の辞令交付をおこなう)

4、会長及び副会長の選任

【事務局】令和元年度まで５期 10 年の間会長を務められた小木曾委員から会長職退任の申し入れがあり、この場で新しい会長及び副会長を選任する。多治見市文化財保護条例第 16 条「審議会に会長を置き、委員の互選により定める」により、新会長の提案はあるか。

【委員】事務局からの提案はあるか。

【事務局】現副会長の深谷委員に会長に就任いただくことではどうか。

【全委員】異議なし。

【事務局】異議なしということですので、深谷委員に会長をお願いする。

引き続き、条例の「あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」に基づき新副会長の選任を行う。

【委員】 藤澤委員に副会長をお願いしたい。

【事務局】 深谷新会長より藤澤委員に副会長をお願いしたいという提案があった。異議はあるか。

【全委員】 異議なし。

【事務局】 異議なしということで、新副会長を藤澤委員をお願いしたいと思う。本日藤澤委員は欠席であるので、後日藤澤委員に副会長就任の意思を確認することとする。

【事務局】 次に議事録署名者を水野委員と加藤委員をお願いしたい。

【委員】 議事審議事項①の池田のエノキについての諮問からお願いしたい。

【事務局】 池田のエノキについて。所有者から状態が悪いので指定の解除をしてほしいと依頼があった。所有者より記念物指定解除申出書が提出されたため、正式に教育委員会に諮ったところ、文化財審議会へ諮問があったのでこの場で議論いただき答申していただきたい。

池田のエノキは昭和 51 年に市天然記念物に指定されたエノキであるが、幹内部が腐食によって空洞化し、枝が片側に大きく張り出してバランスも悪く、強風等で倒木する危険性がある状況である。平成 22 年の写真を見ると、幹に穴が開いて内部が空洞になっている状態。また、片方に偏った枝張りで、重心が傾いており、枝の部分に支えをしないと倒れる危険性のある状態である。

答申書の案では、指定解除の理由として、「現在池田のエノキの幹内部の空洞化が進み、バランスの悪い状態であり、支柱で太枝を支えているが、強風等による倒木の危険があり、倒木した場合、周辺の家や人に被害が及ぶ可能性が高いため」とした。ご意見をいただきたい。

【委員】 前回の審議会で、解除もやむを得ないのではないか、というみなさんの意見を聞いたところ。答申案の内容に意見はないか。

【委員】 池田のエノキを見に行くと、解除は残念だという地元の人もあるが、登下校の場所でもあるので危険だという意見も多い。幹部分の樹皮は固く丈夫ではあるが、上の枝が片方だけ大きくバランスが悪い。強風が吹けば、倒れないとも限らない。残念ではあるが、解除はやむを得ないのではないか。

【委員】 小学生の通学路沿いであるので危険である。解除はやむを得ない。

【委員】指定解除の理由はこの内容でよいか。

【委員】小学生の通学路、集合場所にもなっているという内容があるとよい。

【委員】木自体が今後回復を望めない、ということも加えるとよい。

【委員】平成 22 年ごろには、裂けた幹の皮が巻くよう処置をしたり、回復するよう努力はしたが、再生せず空洞ができてしまった。支えがないと倒れる状況。今後再生させるのは難しい。

【委員】周りに何もなくて広いところならよいが、道路沿いで倒木すると非常に危険である。

【委員】本来ならば現地の木を審議委員で見て、確認したあとの審議となるはずであるが、現在の新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から写真での確認、審議となった。安全性の面と、木自体の再生が望めないことを答申書の解除理由に付け加えて、指定解除を教育委員会に答申していただきたい。

【全委員】異議なし。

【委員】次に審議事項②の多度神社についての説明をお願いしたい。

【事務局】平和町にある多度神社の本殿について地元より文化財指定したいという要望があった。多度神社は天正元年（1573）に創建されたと伝わっており、本殿、拝殿と 2 殿をつなぐ渡殿からなる建物。本殿は天保 12 年（1841）に再建され、大工棟梁が野村専右衛門、葺師は伊藤喜三郎である棟札が残っている。現在本殿屋根の両面に穴があいている。檜皮で簡単にふさいで仮修理をおこなった。拝殿は昭和 35 年（1960）に再建。

本殿内部に残っていた棟札等の資料を借用し、文化財保護センターと図書館郷土資料室で調査を行なった。棟札 27 本、狛犬 1 体、木槌 3 本、神像 3 体などがあつた。棟札には天保 12 年のものがあり本殿再建の棟札と思われるが、明治 5 年（1872）の「奉再建多度大神宮鎮座」と書かれた棟札もあり、さらに明治 6 年（1873）に葺き替えをした棟札も残っていた。

これまで天保 12 年に再建されたといわれてきたが、明治 5 年再建の棟札もあり、最終再建年がいつかわからない。天保 12 年の再建棟札は 3 枚ある。2 枚は大きいもので、もう 1 枚は 36 cm 程の高さで、明治 5 年再建棟札も 39 cm と小型である。なお、明治 6 年の屋根の葺き替えの棟札は大型である。

『多度神社沿革誌』によれば明治 5 年の棟札は、多度大権現が多度大神宮になった記念といわれている。そのほかに天保 12 年銘のある狛犬や、同年の墨書のある木槌があつた。

国立大学法人名古屋工業大学教授の所見もつけた。同教授からは指定に値するという意見もい

ただいた。

現在はまだ文化財指定の申請書を提出していただいていないが、本日の審議会では指定の前段階として審議いただきたい。

【委員】地元からは熱心に指定の要望がある。

【委員】明治5年の棟札に再建とあるので、やはり明治5年の再建と思う。再建の仕方も古材を使った再建もあるので近世の部材がかなり残っているかもしれないが、建物の再建年としては明治であろう。部分的な再建かもしれないが。

【事務局】明治6年に屋根の葺き替えの棟札があるが、明治5年に再建して、翌年屋根を葺き替えたのであろうか。

【委員】明治5年に再建して翌年葺き替えでは早すぎる。

また、天保12年の再建棟札が3つあり、1つが明治5年再建棟札と同じくらいの大きさであることも疑問である。

社僧がかつて書いた棟札を明治5、6年になって書き換えしている例が他でもある。天保12年の大きい棟札には梵字が書かれているが、天保12年の小さい棟札には梵字が省かれている。この小さい棟札は神社の棟札の書き方になっている。これは明治になってから書かれたのではないか。

【委員】明治5年に神仏分離令がとん挫し、制度が変わった。行政の側が仏教的な文言が入っていた神社の棟札を書き換えさせた可能性はある。明治6年の葺き替え棟札には、戸長以下の名前が列記されているが、肩書を後で付け加えたようになっている。明治5年から6年の間に神社の制度が変わり、後で付け加えたのではないか。

天保12年の小さい棟札（角型）のものについては、このような形の棟札もあるので、明治時代になって書き直したと考えるよりも、天保12年の当時のものと考えてよい。

【委員】天保12年の小さい棟札は、明治5年の棟札と同じくらいの大きさと、似たような文字で書かれていることから、明治になって書き直したものと思う。

明治6年の葺き替えの棟札には大工の4人の名前が書いてある。葺き替えといっても大工の人数から大がかりであったと思う。明治5年の棟札に書かれた日にちは旧暦。棟札が何枚かあるのは当時の事情があったのではないか。

【委員】いきさつなどが書いてないのでわからないが、神社の棟札は本殿におさめるものなので内容に虚偽はあまりないはずである。

【委員】妻木八幡神社の関係した神社で、江戸時代の棟札を燃やしてしまった例がある。八幡神社の寛延以降の棟札はすべて明治時代になってから作り直されている。江戸時代の神社は社僧が管理しており、梵字の書いてある棟札であったが、明治時代になり梵字を省いた棟札に作り直している。作り直された棟札は板の大きさ、文字が一緒で、わかった。明治初年に県からの達しで古い棟札の処分の命令があり、八幡神社神主が管理している他の神社の棟札を打ち捨てよ、とした記録もある。多度神社も妻木八幡神社が管理していた。多度神社の神主よりも前に八幡神社神主がかかわっていたのであれば、他の神社と同様に棟札を処分させた可能性がある。

明治初年の棟札の処分については、本殿の中に棟札が納められていることもあり、あまり実行されなかったようではある。

多度神社の天保 12 年の棟札については、明治時代になってから書き換えた可能性があると思う。

【委員】可児市の棟札の調査を行ったが、村ごとに棟札の形式が違うことがわかる。驚くほど棟札は個性がある。ある神社では御簾の中は見てはいけないとされており、中には仏像がはいっていたことがあった。神仏習合されている。

【委員】天保 12 年の 3 枚の棟札のうち、同じ大きさの大きい棟札 2 枚は、裏面の梵字があるものとないものがある。やはり明治時代になってから神仏分離令の中、梵字を省いたものをつくったのではないか。元のものを捨てるに忍びず残されたのではないか。そういった歴史を物語る資料としてはおもしろい。

近世の神社の棟札すべてに梵字が書かれていたかというそうではなく、土岐市では曾木町には神社に当時、社僧がいなかったため、梵字は書かれていない。領主の意向によって地域性がある。

【委員】多度神社の棟札で一番古いのは何年のものか。

【事務局】元禄元年（1688）の棟札がある。

【委員】明治 5 年ごろに建て替えがあったとして、天保 12 年の建物の部材があまり残っていないようなら、建物指定というよりは、書き換えられたという棟札の経緯も含めて指定を考えるべきではないか。

【事務局】国立大学法人名古屋工業大学教授によれば、棟梁野村専右衛門が手掛けたと考えられる彫刻が注目すべき点の建物である。

【委員】彫刻部分と周りの柱の部材の年代の違いはあるか。写真で見る限り、柱部分の部材が新しく見える。

【事務局】近づいて確認ができていない。組物は古いかと思う。

【委員】他の神社でも古い部材を残しながら修復、再建する。多度神社もそうかもしれない。

【事務局】本殿の柱は古いと思う。明治 33 年、昭和 10 年にも棟札があり、修理や葺き替えを行っている。主要の部材は残しながらの修復等であったか。

【委員】棟札は職員が直接行って取り出したか。残っているものはないか。

【事務局】本殿には残っているものはない。直接行って、氏子総代さんとともに出した。

【委員】建物は壊れたらその部分を随時修復する。建立当初の部材がすべて残っているという例はほとんどない。指定する場合、どこを重視するかである。

【事務局】永保寺も明治時代に主な個所は残して、解体修理を行っている。

【委員】多度神社においても、修理等の経緯も含めて考えるべき。すべてが野村専右衛門の作というわけではない。

【事務局】では申請書を提出してもらうのは今のところ保留として、文化財審議会で一度現地を見てからの方がよいか。

【全委員】異議なし。

【委員】彫刻は甘原神明神社と遜色のない、興味深い建物である。審議会で現地見学ができるよう段取りをしていただきたい。

【委員】次に（イ）報告事項として①水月窯についてお願いしたい。

【事務局】無形文化財に指定されている水月窯について、現在荒川豊蔵の子孫が経営しているが、当人に 4 月上旬に話をきいたところ閉業したい意向であった。今年国際陶磁器フェスティバルがあるため、今年いっぱいぐらいで閉業の予定と聞いた。しかしその後今年の国際陶磁器フェスティバルが延期となったため、当人が今現在どのような考えであるかわからないが、閉業の意志

はある。このような事態を受けて、文化財審議会としての意見を聞きたい。

【委員】水月窯は今まで昭和初期の製造方法を守り続けてきた。他の人がその製造方法を行えば、指定解除にはならないか。

【事務局】そのようになればよいと思うが、経営するためには維持費もかかるためなかなか後継者がいない。後継者となると、手轆轤で薪の窯で焼成する。そのすべてをできる方がいれば引き継いでほしいと思う。

【委員】荒川豊蔵資料館とのかかわりはないか。

【委員】荒川豊蔵資料館は現在可児市所有の資料館なので関係がない。

【委員】水月窯の従業員はどうしたか。

【事務局】退職した。後継者がいれば、その従業員がいろいろ指導する意思はある。

【委員】後継者がいないと目途がたたない。今日は報告であったが他に質問はあるか。

【全委員】ない。

【委員】次に③コウモリ調査について報告をお願いしたい。

【事務局】平成 24 年度から環境課が行って、文化財保護センターが平成 26 年度から引き継いだ愛岐トンネルの 7 号トンネルでのコウモリ調査であるが、一定の記録の蓄積が得られたため、令和元年 11 月の調査から一時中止とした。

【委員】一時中止は了承した。

(全委員了承)

【委員】次に文化財マップについて報告をお願いする。

【事務局】昨年度に多治見市文化財マップを作成した。2 月に完成した。現在市内の施設を中心に 13 か所、設置して市民に配布している。今後さらに活用されるよう周知をしていきたい。

【委員】以上で審議会を終了する。

終了時刻：14 時 40 分

上記の報告書は、審議会の内容に相違ないことを証する。

年 月 日

委員

印

委員

印